

こんにちは。

今回も人事労務に関する実務上の疑問点や最新情報をタイムリーにお伝えします。

### 【目次】

Q1. 2019 年度上半期の年次有給休暇取得状況は？

Q2. 従業員(35 歳以上)が受診する生活習慣病予防健診について、毎年健診実施機関(病院)とは別に協会けんぽへも申込をしないといけないのでしょうか？

Q3. 日本語をほとんど理解できない外国人労働者を採用しました。労働条件通知書は日本語で交付しても問題ありませんか？

Q4. 1 日の所定労働時間を 6 時間から 7 時間に変更したパートタイマーがいるのですが、時間給の単価に変更はありません。この場合でも社会保険の随時改定(以下、月額変更)の対象になりますか。

Q5. 令和 2 年分の扶養控除等(異動)申告書にある「単身児童扶養者」とは何ですか？

■社会保険労務士山口事務所：<http://www.ys-office.co.jp/>

---

-----  
Q1. 2019 年度上半期の年次有給休暇取得状況は？  
-----

A. 「取得増」と「変わらない」が半々

毎年 10 月は厚生労働省が定める有給休暇取得促進期間です。

一般財団法人労務行政研究所が行ったアンケートでは 48.1%の企業が有給休暇取得増加傾向と回答しています。

今年 4 月から年 5 日の年次有給休暇取得が義務化されたことにより、会社が有給休暇の取得を促したり計画的付与の導入などで取得が進んでいるとする回答がある一方、取引先の都合や仕事量が変わらないなどの理由で持ち帰り残業をしているという声もあります。

また、さほど変わらないという回答も同じく 48.1%、取得減傾向という回答も 3.7%ありました。

計画的付与などの制度を導入すると同時に各人の業務量を見直すなどの対応も必要と言えます。

(望月)

---

Q2. 従業員(35歳以上)が受診する生活習慣病予防健診について、毎年健診実施機関(病院)とは別に協会けんぽへも申込をしないといけないのでしょうか？

---

A. 令和2年4月1日受診分から申込が不要となります。

現在、毎年協会けんぽから会社へ健診対象者を記載した申込書が送付され、会社は協会けんぽと病院それぞれに申込が必要ですが、来年4月1日受診分よりけんぽへの申込は廃止され、病院に対してのみ予約申込を行えばよいこととなりました。これに伴い、今後協会けんぽからは、申込書に代わり健診対象者一覧が会社へ送付されます。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g4/cat405/moushikomihashi/2019100201>

(市川)

---

Q3. 日本語をほとんど理解できない外国人労働者を採用しました。労働条件通知書は日本語で交付しても問題ありませんか？

---

A. 交付する労働条件通知書の言語に関する法律の決まりはありませんが、母国語や当該外国人労働者が使用する言語で交付することが望ましいです。

厚生労働省の「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」では、

- ・外国人労働者との労働契約の締結に際し、賃金、労働時間等主要な労働条件について、母国語等を用いて説明する等、当該外国人労働者が理解できる方法により明示するよう努めること。
- ・賃金の決定、計算及び支払の方法等のもとより、これに関連する事項として税金、雇用保険及び社会保険料、労使協定に基づく賃金の一部控除の取扱いについても母国語等を用いる等、外国人労働者が理解できるよう説明し、当該外国人労働者に実際に支給する額が明らかとなるよう努めること。

としており、ただ書面を交付するだけでなく、外国人労働者が理解できるように周知することを求めています。

※指針内の「母国語等」は「母国語その他当該外国人が使用する言語又は平易な日本語」を指します。

日本語の書面を母国語等で説明する方法も挙げられてありますが、説明ミスや言った言わないのトラブルを防止するためにも、母国語もしくは外国人労働者が理解できる言語(会社の公用語)の書面での発行が良いでしょう。

また、ある程度外国人労働者の人数が増えた事業所様は、就業規則等の多言語化も進められることをおすすめ致します。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000493590.pdf>

(杉田)

---

Q4. 1日の所定労働時間を6時間から7時間に変更したパートタイマーがいるのですが、時間給の単価に変更はありません。この場合でも社会保険の随時改定(以下、月額変更)の対象になりますか。

---

A. なります。

時間給制の場合、毎月の給与額のベースは「時給単価×所定労働時間数」です。1日の所定労働時間の変更は、このベース部分が変わるので「固定的賃金の変動」に該当し月額変更の対象となります。

「固定的賃金の変動」は、必ずしも昇給や降給、時間給の単価の変更等固定給が直接変更したときだけでなく、今回のような「勤務体系の変更」も該当する場合があります。似たようなケースとして、「給与体系の変更(日給者から月給者への変更等)」も該当します。

これらは見落としやすいケースなので、勤務体系の変更や給与体系の変更等が生じた場合は、その都度月額変更に該当するか確認をしましょう。

(岩瀬)

---

Q5. 令和2年分の扶養控除等(異動)申告書にある「単身児童扶養者」とは何ですか？

---

A. 一定の要件を満たした上で児童扶養手当の対象となっている子について記載すると、住民税が非課税になります。

※児童扶養手当:離婚や未婚等による、いわゆる「ひとり親」が18歳に達して最初の3月31日までにある児童を養育している場合等に国から支給されます。

**【住民税が非課税になる要件】**

- ・児童扶養手当の支給を受けている児童の父または母である方
- ・現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様にある場合を含みます。)をしていない方または配偶者(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。)の生死の明らかでない方
- ・児童扶養手当の対象児童の総所得金額等の合計額が48万円以下

**【記載する内容】**

- ・児童扶養手当証書の番号
- ・対象児童の氏名
- ・対象児童の所得見積もり額

今年の年末調整時、「令和2年分の扶養控除等(異動)申告書」に記載するケースが多いと思いますので、注意しておきましょう。

なお、単身児童扶養者は毎月の給与計算や年末調整における所得税の計算には影響ありません。

(佐藤)

---

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士山口事務所

執筆:望月孝次、佐藤貴之、岩瀬孝嗣、市川英美、杉田志妍

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷 3-15-4 アロス渋谷ビル 5階

TEL:03-6427-1191 FAX:03-6427-1192

Homepage: <http://www.ys-office.co.jp>

Facebook: <http://www.facebook.com/ysoffice>

---